

法人キャッシュカード規定

1.(カードの利用)

普通預金(利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下「預金」といいます。)について発行したキャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、現金自動預金機、現金自動支払機、自動振込機、通帳記帳機(以下これらを「ATM」といいます。)を使用し、当該預金口座について次の場合に利用することができます。また、預金に預入れることを専用に発行したキャッシュカード(以下、預金の払戻しおよび振込資金の預金口座からの振替えによる払戻しについて定める部分を除き「カード」に含みます。)は、当該預金口座について、次の第1号の場合に限り利用することができます。

- (1) 当金庫、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫(以下「提携金庫」といいます。)およびゆうちょ銀行、ローソン銀行(以下あわせて「提携銀行」といいます。)のATMを使用して預金に預入れをする場合
- (2) 当金庫、提携金庫および提携銀行のATMを使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫および提携金庫のATMを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合

2.(ATMによる預金の預入れ)

- (1) ATMを使用して預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当金庫、提携金庫または提携銀行所定の種類の紙幣および硬貨(ATMの機種により硬貨の取扱いができない場合があります。)に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫、提携金庫または提携銀行所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座について初めてカード発行の申込みがあった場合には、「現金自動取引機専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「お取扱明細書」を綴り込んで保管してください。

3.(ATMによる預金の払戻し)

- (1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる払戻しは、ATMの機種により当金庫、提携金庫または提携銀行所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫、提携金庫または提携銀行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、当金庫、提携金庫および提携銀行のATMによる1日あたりの払戻しについて当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 当金庫、提携金庫および提携銀行のATMによる1日あたりの払戻回数について当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内と

します。

- (5) A T Mを使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定するA T M利用手数料金額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4.(A T Mによる振込)

- (1) A T Mを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、A T Mの画面表示等の操作手順に従って、A T Mにカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または提携金庫所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および提携金庫のA T Mによる1日あたりの振込について当金庫が代表者から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) 第1項の振込依頼をする場合に、振込資金金額と第5条第2項に規定するA T M利用手数料金額、同条第4項に規定する振込手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
- (5) A T Mによる振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他やむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (6) 営業日の窓口営業時間終了後または信用金庫休業日にA T Mを使用した振込依頼があった場合、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。

5.(A T M利用手数料等)

- (1) A T Mを使用して預金に預入れをする場合には、当金庫、提携金庫または提携銀行所定のA T Mの利用に関する手数料をいただきます。
- (2) A T Mを使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫、提携金庫または提携銀行所定のA T Mの利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「A T M利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (3) A T M利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金庫または提携銀行のA T M利用手数料は、当金庫から提携金庫または提携銀行に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金庫の振込手数料は、当金庫から提携金庫に支払います。

6.(代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

当金庫は、代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込のためのカードは発行いたしません。

7.(A T M故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等によりA T Mによる預金の預入れおよび払戻しができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより取扱いをすることができます。

- (2) 前項による預入れをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。また、前項による払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に所在地、電話番号等の記入を求めています。
- (3) 停電、故障等によりATMによる振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (4) 停電、故障等により当金庫ATMによる取扱いまたは提携先ATMによる取扱いができない場合があります。そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

8.(カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、ATM利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または提携信用金庫のATMで使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合におこないます。また、窓口でカードにより取り扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額とATM利用手数料金額および振込手数料金額は別々に通帳に記入します。

9.(カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、ATMの操作の際に使用されたカードが、当金庫が代表者に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しをおこないます。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は法人または代表者の電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。
カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに代表者から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を提出してください。

10.(偽造カード等・盗難カード等による払戻し等)

カードが偽造または変造あるいは盗難により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、提携金庫および提携銀行は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

11.(カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合または法人名、代表者名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から当金庫所定の方法により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
なお、暗証番号については、当金庫所定のATMを利用して変更することもできます。ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所

定事項を入力してください。この場合には届出の必要はありません。

- (2) 前項の届出の前に、カード紛失の旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当金庫に届出てください。

12.(カードの再発行等)

- (1) カードの再発行は、当金庫所定の手続をした後におこないます。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

13.(ATMへの誤入力等)

- (1) ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫または提携銀行のATMを使用した場合の提携金庫または提携銀行の責任についても同様とします。
- (2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

14.(解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合または当金庫普通預金規定により預金口座が解約された場合は、本件カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ破棄してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当金庫に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の代表者確認書類の提示を受け、当金庫が代表者であることを確認できたときに停止を解除します。

第15条に定める規定に違反した場合

預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合

カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

15.(譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

16.(規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金・貯蓄預金・納税準備預金共通規定、普通預金規定および振込規定により取り扱います。

17.(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

ＩＣカード特約

1 .(特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ＩＣチップが付加されたカード（以下「ＩＣカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫法人キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫法人キャッシュカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫法人キャッシュカード規定により取り扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫法人キャッシュカード規定の定義によるものとします。

2 .(ＩＣカードの利用)

- (1) ＩＣカードは、次の場合に利用することができます。
- 当金庫所定のＩＣカードが利用できるＡＴＭ（以下「ＩＣカード対応ＡＴＭ」といいます。）を使用して預金の預入れおよび払戻しならびに振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
その他当金庫所定の取引をする場合
- (2) 当金庫法人キャッシュカード規定の定めにかかわらず、ＩＣカードは、ＩＣカード対応ＡＴＭ以外のＡＴＭでは利用できません。

3 .(ＩＣカード以外のカードへの変更)

ＩＣカードの利用をやめ、ＩＣカード以外のカードに変更する場合は、当金庫所定の方法により届出てください。この変更は当金庫所定の手続きをした後におこないます。

以上

2021年4月5日現在